

新濃尾（二期）農地防災事業

新木津用水路小牧東田中工区（その４－２）改修工事

特 別 仕 様 書

東海農政局新濃尾農地防災事業所

項 目	内 容	備考
第1章 総則	新濃尾（二期）農地防災事業新木津用水路小牧東田中工区（その4－2）改修工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。 なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1. 目的	本工事は、国営新濃尾土地改良事業計画に基づき新木津用水路の改修を行うものである。	
2. 工事場所	愛知県小牧市東田中地内	
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 1) 一般 河川名：1級河川 庄内川水系 薬師川 2) 工事概要 施工延長 L=156.790m (No. 47+93.200 ～ No. 49+49.990) 内訳： 水路工 L=156.790m 護岸工（ブロック積） A=1,121m² プレキャストボックスカルバート（金井戸橋） L=14.000m 底版コンクリート工 L=142.790m 付帯工 1式 構造物撤去工 1式 復旧工 1式 仮設工 1式	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
第3章 施工条件		
1. 工程制限	1) 薬師川の河川区域内での土工、水路工、橋梁工（水路内からの施工）、仮締切工設置・撤去等の行為については、令和6年11月1日から令和7年3月25日を予定している。 また、河川区域内での付帯工、復旧の行為については、令和7年5月31日までを予定している。 2) 仮設ヤードの施工は、次の時期を予定している。 ヤード④、⑤、⑨ 令和6年9月9日以降 ヤード⑥、⑦、⑧ 令和6年10月15日以降	
2. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている259日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確認していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。な	

項 目	内 容	備考												
3. CORINSへの登録	お、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期：契約締結の日から令和7年5月31日（工事完了期限日）まで 技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。													
4. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日としては、雨天・休日等（非稼働日）を月当たり標準17日見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を含んでいる。													
5. 施工しない時間帯	原則、平日の午後5時から午前8時まで。 なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない時間帯においてやむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。													
6. 現場技術員	本工事は、共通仕様書第1編1－1－9に規定している現場技術員を配置する。氏名等は別に通知する。													
7. 地下埋設物	金井戸橋の施工に当たり、底版を掘削する際は、水道管φ700が埋設されているため、影響がないよう注意して行わなければならない。なお、施工に当たり、事前に関係機関との立会確認を行い、監督職員と協議の上、施工するものとする。													
8. 部分使用	本工事は工事請負契約書第34条第1項に基づき、水路工は令和7年3月26日から部分使用することを考えている。													
9. 部分引渡し	プレキャストボックス水路工は、完了後部分引渡しすることを考えている。													
第4章 現場条件														
1. 土質	本工事の施工場所の土質は、「礫質土（細粒分まじり礫）及び粘性土」を想定している。													
2. 関連工事	本工事に関連して次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事責任者と十分連絡、打合せを行い、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。													
	<table><tr><th>工 事 名</th><th>施工時期</th></tr><tr><td>新木津用水路小牧久保一色工区その1工事（仮称）</td><td>令和6年9月 ～令和7年3月（予定）</td></tr><tr><td>新木津用水路小牧久保一色工区その6工事（仮称）</td><td>令和6年9月 ～令和7年3月（予定）</td></tr><tr><td>新木津用水路小牧岩崎工区その4工事（仮称）</td><td>令和6年9月 ～令和7年3月（予定）</td></tr><tr><td>新木津用水路小牧岩崎工区その10工事（仮称）</td><td>令和6年9月 ～令和7年3月（予定）</td></tr><tr><td>新木津用水路東田中工区（その7）改修工事（仮称）</td><td>令和6年9月 ～令和7年5月（予定）</td></tr></table>	工 事 名	施工時期	新木津用水路小牧久保一色工区その1工事（仮称）	令和6年9月 ～令和7年3月（予定）	新木津用水路小牧久保一色工区その6工事（仮称）	令和6年9月 ～令和7年3月（予定）	新木津用水路小牧岩崎工区その4工事（仮称）	令和6年9月 ～令和7年3月（予定）	新木津用水路小牧岩崎工区その10工事（仮称）	令和6年9月 ～令和7年3月（予定）	新木津用水路東田中工区（その7）改修工事（仮称）	令和6年9月 ～令和7年5月（予定）	
工 事 名	施工時期													
新木津用水路小牧久保一色工区その1工事（仮称）	令和6年9月 ～令和7年3月（予定）													
新木津用水路小牧久保一色工区その6工事（仮称）	令和6年9月 ～令和7年3月（予定）													
新木津用水路小牧岩崎工区その4工事（仮称）	令和6年9月 ～令和7年3月（予定）													
新木津用水路小牧岩崎工区その10工事（仮称）	令和6年9月 ～令和7年3月（予定）													
新木津用水路東田中工区（その7）改修工事（仮称）	令和6年9月 ～令和7年5月（予定）													
3. 第三者に対する措置														
（1）騒音及び振動対策	1）騒音及び振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。													

項 目	内 容	備考																														
(2) 濁水処理対策 (3) 防塵対策 (4) 保安対策	また、住民からの苦情等があった場合は、内容をよく聞き取るとともに、速やかに監督職員に報告し、その対応について協議しなければならない。 2) 本工事の施工に当たっては、騒音及び振動を防止するため、次による対策工法を想定している。 なお、工事実施に当たっては、監督職員と協議の上、施工しなければならない。																															
	<table><tr><th>工 種</th><th>対策工法</th><th>備考(作業時間)</th></tr><tr><td>コンクリート取壊し</td><td>圧砕工法</td><td>8時～17時</td></tr><tr><td>舗装版破碎</td><td>圧砕工法</td><td>8時～17時</td></tr></table>	工 種	対策工法	備考(作業時間)	コンクリート取壊し	圧砕工法	8時～17時	舗装版破碎	圧砕工法	8時～17時																						
	工 種	対策工法	備考(作業時間)																													
	コンクリート取壊し	圧砕工法	8時～17時																													
	舗装版破碎	圧砕工法	8時～17時																													
	3) 各種重機械による作業に際し、特に地域の環境規制基準に抵触するおそれのある作業等については、監督職員と協議の上、振動及び騒音の計測を行うものとする。なお、計測の結果、対策工法を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。																															
	4) 既設構造物等の取壊し、掘削、積込及び重機走行等、通常の作業を行う場合も騒音及び振動の発生防止に努めるとともに、特に対策を必要とする場合は、監督職員と協議するものとする。																															
	汚濁水を直接下流に流さないよう、十分注意して施工しなければならない。なお、流末処理施設（汚濁防止施設等）等が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。																															
	防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。																															
	また、仮設ヤード⑦については、防塵対策として設計図面にに基づき防塵ネットを設置するものとする。なお、現地状況等により、追加の対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。																															
1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。																																
2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、道路管理者及び所管警察署等との打合せの結果により、交通誘導警備員の人員配置等の変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																																
	<table><tr><th>配置場所</th><th>交通誘導警備員</th><th>編成</th><th>昼夜別</th><th>交代要員の有無</th></tr><tr><td>仮設ヤード④出入口部</td><td>1名/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td></tr><tr><td>仮設ヤード⑤出入口部</td><td>1名/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td></tr><tr><td>仮設ヤード⑥出入口部</td><td>1名/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td></tr><tr><td>仮設ヤード⑦出入口部</td><td>1名/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td></tr><tr><td>仮設ヤード⑨出入口部</td><td>1名/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td></tr></table>	配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無	仮設ヤード④出入口部	1名/日	1名	昼間	無	仮設ヤード⑤出入口部	1名/日	1名	昼間	無	仮設ヤード⑥出入口部	1名/日	1名	昼間	無	仮設ヤード⑦出入口部	1名/日	1名	昼間	無	仮設ヤード⑨出入口部	1名/日	1名	昼間	無	
配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無																												
仮設ヤード④出入口部	1名/日	1名	昼間	無																												
仮設ヤード⑤出入口部	1名/日	1名	昼間	無																												
仮設ヤード⑥出入口部	1名/日	1名	昼間	無																												
仮設ヤード⑦出入口部	1名/日	1名	昼間	無																												
仮設ヤード⑨出入口部	1名/日	1名	昼間	無																												
4. ゴミ処理対策	本工事区域内に投棄ゴミ及びゴミ混入土砂の堆積が確認された場合は、その処分方法について監督職員と協議するものとする。																															
5. 環境配慮対策	工事現場内で、逃げ遅れた魚等の生物を発見した場合は、直ちに捕獲して現場外へ解放するものとする。 ただし、特定外来生物は適正に処分するものとする。																															
第5章 指定仮設																																

項 目	内 容	備考																								
1. 一般事項	本工事における指定仮設は、設計図面に示すとおりである。 なお、指定仮設の変更が必要となった場合、受注者は設計図書等を監督職員に提出し協議するものとする。																									
2. 工事用道路	受注者は、設計図面にに基づき、工事用道路を整備しなければならない。 また、整備した工事用道路の工事期間中における補修・維持管理及び工事完了後の撤去は、全て受注者の責任において実施しなければならない。 なお、現況道路を工事用道路として利用する区間において、善良な使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																									
3. 工事用進入路	工事用進入路は市道北外山文津線を基本とし、工事用進入路として使用する道路については、使用前に現状を把握・確認するとともに、一般交通に支障を来さないよう、受注者の責任において適切な維持管理を行わなければならない。また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																									
4. 水替工	工事区域内の常時排水として排水ポンプにより水替を行うものとし、その稼働実績を監督職員に報告するものとする。																									
5. 土取場、流用土仮置場及び建設発生土受入地	1) 土取場は、設計図面に示す箇所とし、その名称及び採取予定量は次のとおりである。 なお、本土取場の土代金及び補償費は、無償とする。 <table><tr><th>名 称</th><th>所 在</th><th>採取予定量</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>仮設ヤード⑨</td><td>小牧市東田中地内</td><td>534m³</td><td></td></tr></table> 2) 建設発生土仮置場は、設計図面に示す箇所とし、その名称及び仮置き予定量は次のとおりである。 <table><tr><th>名 称</th><th>所 在</th><th>仮置き予定量</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>仮設ヤード④⑧</td><td>小牧市東田中地内</td><td>2,440m³</td><td></td></tr></table> 3) 建設発生土受入地は、設計図面に示す箇所とし、その名称及び搬出予定量は次のとおりとする。ただし、受入地の状況によって搬出先及び残土の取扱いを変更することがある。 <table><tr><th>名 称</th><th>所 在</th><th>搬出予定量</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>仮設ヤード⑩※</td><td>春日井市上田楽町西島地内</td><td>5,300m³</td><td>建設発生土</td></tr></table> ※仮設ヤード⑩の施工は関連工事（新木津用水路小牧東田中工区（その7）改修工事（仮称））で実施する。	名 称	所 在	採取予定量	摘 要	仮設ヤード⑨	小牧市東田中地内	534m ³		名 称	所 在	仮置き予定量	摘 要	仮設ヤード④⑧	小牧市東田中地内	2,440m ³		名 称	所 在	搬出予定量	摘 要	仮設ヤード⑩※	春日井市上田楽町西島地内	5,300m ³	建設発生土	
名 称	所 在	採取予定量	摘 要																							
仮設ヤード⑨	小牧市東田中地内	534m ³																								
名 称	所 在	仮置き予定量	摘 要																							
仮設ヤード④⑧	小牧市東田中地内	2,440m ³																								
名 称	所 在	搬出予定量	摘 要																							
仮設ヤード⑩※	春日井市上田楽町西島地内	5,300m ³	建設発生土																							
6. 金属類受入地	本工事で撤去する金属類の受入地は、設計図面に示す箇所とし、その名称及び搬出予定金属類は次のとおりとする。 なお、搬出する際は重量を計測し、監督職員に報告するものとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>所 在</th><th>搬出予定金属類</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>小牧下末仮置場</td><td>小牧市下末地内</td><td>フェンス類等 橋梁工鋼材等</td><td>撤去物</td></tr></table>	名 称	所 在	搬出予定金属類	摘 要	小牧下末仮置場	小牧市下末地内	フェンス類等 橋梁工鋼材等	撤去物																	
名 称	所 在	搬出予定金属類	摘 要																							
小牧下末仮置場	小牧市下末地内	フェンス類等 橋梁工鋼材等	撤去物																							

項 目	内 容	備考															
7. 仮廻し水路	仮設ヤード⑤⑦の仮廻し水路は、高密度ポリエチレン管を使用することとしている。																
8. 仮栈橋	1) 仮設ヤード⑦から河川内への工事車両進入のため、設計図面にに基づき仮栈橋を施工するものとする。仮栈橋はT-25以下の工事用車両の通行を想定している。																
9. 仮設道路	1) 民家（工事区間中流右岸側に位置する）の工事期間中の車両出入りを確保するため、同民家から仮設ヤード⑦を介して市道松本1号線までは仮設道路を施工する。特に仮設ヤード⑦内の仮設道路については、安全のため、工事車両と一般車両の通行路を分けて管理するものとする。																
第6章 工事用地等																	
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要となる用地（以下「工事用地等」という。）は、設計図面に示すとおりである。																
2. 工事用地等以外で受注者が確保する用地	前項1以外で、受注者が確保する用地は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。また、受注者が確保した用地の使用と返還においては、監督職員が別途指示する「工事施工に伴う土地の使用基準」の考え方を踏まえ、適切に処理するものとする。																
3. 境界杭等	既存境界杭等が工事施工の支障となる場合は、監督職員と打合せるものとし、境界杭を撤去した場合においては、工事完了後復旧した上で、関係者の了解を得るものとする。 また、新たに境界杭を設置する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。																
第7章 支給材料																	
1. 支給材料	支給材料は、次のとおりである。 <table border="1"><thead><tr><th>品名</th><th>規格</th><th>単位</th><th>数量</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>縦格子フェンス</td><td>H=1.1m ベースプレート式</td><td>m</td><td>283</td><td>固定アンカーは除く</td></tr><tr><td>縦格子フェンス片開門扉</td><td>H=1.1m ベースプレート式</td><td>基</td><td>1</td><td>固定アンカーは除く</td></tr></tbody></table> 縦格子フェンス及び縦格子フェンス片開門扉について、施工前に支給材料の状態を確認し、受注者の責によらない破損により数量が不足する場合は、監督職員と協議するものとする。	品名	規格	単位	数量	備考	縦格子フェンス	H=1.1m ベースプレート式	m	283	固定アンカーは除く	縦格子フェンス片開門扉	H=1.1m ベースプレート式	基	1	固定アンカーは除く	
品名	規格	単位	数量	備考													
縦格子フェンス	H=1.1m ベースプレート式	m	283	固定アンカーは除く													
縦格子フェンス片開門扉	H=1.1m ベースプレート式	基	1	固定アンカーは除く													
2. 引渡し場所	愛知県丹羽郡大口町中小口地内																
3. 引渡し時期	監督職員と打合せの上、決定するものとする。																
4. 引渡し方法	引渡し及び引渡し場所から小牧市東田中地内（工事現場）までの運搬は受注者の責任において行うものとする。																
第8章 貸与設備等																	
1. 貸与品	貸与品は、次のとおりである。																

項 目	内 容	備考															
2. 引渡し場所 3. 引渡し時期 4. 引渡し方法 第9章 工事用電力 第10章 工事用材料 1. 規格及び品質	<table><tr><th>品名</th><th>規格</th><th>単位</th><th>数量</th><th>備考</th></tr><tr><td>高密度ポリエチレン管</td><td>φ 600、内面円滑</td><td>m</td><td>66</td><td>継手含む</td></tr><tr><td>高密度ポリエチレン管</td><td>φ 150、内面円滑</td><td>m</td><td>53</td><td>継手含む</td></tr></table>	品名	規格	単位	数量	備考	高密度ポリエチレン管	φ 600、内面円滑	m	66	継手含む	高密度ポリエチレン管	φ 150、内面円滑	m	53	継手含む	
	品名	規格	単位	数量	備考												
	高密度ポリエチレン管	φ 600、内面円滑	m	66	継手含む												
	高密度ポリエチレン管	φ 150、内面円滑	m	53	継手含む												
	仮設ヤード⑨（愛知県小牧市東田中地内）																
	監督職員と打合せの上、決定するものとする。																
	引渡し及び引渡し場所から小牧市東田中地内（工事現場）までの運搬は、受注者の責任において行うものとする。																
	工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の責任において準備しなければならない。																
	本工事で、使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。																
	1) 石材及び骨材																
再生クラッシュラン（RC-40） JIS A 5001に準拠する。																	
単粒度砕石 4 号（S-30） JIS A 5001に準拠する。																	
クラッシュラン（C-40） JIS A 5001に準拠する。																	
2) 鋼材																	
鉄筋（異形棒鋼） JIS G 3112（SD295、SD345）																	
3) 鋼製二次製品																	
溶接金網（D13、250×250） JIS G 3551																	
4) コンクリート二次製品																	
積ブロック（控35cm） JIS A 5371同等品																	
上載荷重：T-14																	
コンクリートブロック基礎 500型																	
ボックスカルバート 全国ボックスカルバート協会に準拠する。ただし、品質管理の方法等については監督職員と協議するものとする。																	
上載荷重：T-25（金井戸橋）																	
ヒューム管 JIS A 5372																	
5) アスファルト混合物																	
アスファルト混合物は、再生加熱アスファルト混合物を使用するものとし、混合物の標準配合は、プラント再生舗装技術指針による再生密粒度アスコン(13)とする。																	
6) コンクリート																	
コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。																	

項 目	内 容	備考																											
2. 見本又は資料提出	<table><tr><th>種 類</th><th>呼び強度 (N/mm²)</th><th>スラ ンプ (cm)</th><th>粗骨材の 最大寸法 (mm)</th><th>水 セメント比 (%)</th><th>セメント の種類に よる記号</th><th>使用目的</th></tr><tr><td>鉄筋 コンクリート</td><td>24</td><td>12</td><td>40</td><td>60以下</td><td>N・BB</td><td>地覆コンクリート</td></tr><tr><td>無筋 コンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>25</td><td>65以下</td><td>N・BB</td><td>底版工、天端工、 裏込工、擦り付 けコンクリート、均し コンクリート、復旧 工、付帯工</td></tr></table>	種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スラ ンプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水 セメント比 (%)	セメント の種類に よる記号	使用目的	鉄筋 コンクリート	24	12	40	60以下	N・BB	地覆コンクリート	無筋 コンクリート	18	8	25	65以下	N・BB	底版工、天端工、 裏込工、擦り付 けコンクリート、均し コンクリート、復旧 工、付帯工							
	種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スラ ンプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水 セメント比 (%)	セメント の種類に よる記号	使用目的																						
	鉄筋 コンクリート	24	12	40	60以下	N・BB	地覆コンクリート																						
	無筋 コンクリート	18	8	25	65以下	N・BB	底版工、天端工、 裏込工、擦り付 けコンクリート、均し コンクリート、復旧 工、付帯工																						
	8) 目地及び止水材料																												
	<table><tr><th>製 品</th><th>材 質</th><th>仕 様</th><th>備 考</th></tr><tr><td>目地板</td><td>ゴム発泡体</td><td>10mm、20mm</td><td></td></tr><tr><td>シール材</td><td>ポリウレタン系 シリコン系</td><td>常温注入式</td><td></td></tr><tr><td>止水材</td><td>水膨張</td><td>15mm×15mm</td><td></td></tr></table>							製 品	材 質	仕 様	備 考	目地板	ゴム発泡体	10mm、20mm		シール材	ポリウレタン系 シリコン系	常温注入式		止水材	水膨張	15mm×15mm							
	製 品	材 質	仕 様	備 考																									
	目地板	ゴム発泡体	10mm、20mm																										
	シール材	ポリウレタン系 シリコン系	常温注入式																										
	止水材	水膨張	15mm×15mm																										
9) 雑資材 大型土のう袋（1.0t用）																													
主要資材及び次に示す工事用材料は、使用前にカタログ、試験成績書等を監督職員に提出し、承諾を得るものとする。なお、これ以外の材料についても、監督職員が提出を指示する場合がある。																													
<table><tr><th>材 料 名</th><th>提 出 物</th></tr><tr><td>土、碎石類</td><td>試験成績書</td></tr><tr><td>コンクリート二次製品（L型擁壁、ボックスカルバート等）</td><td>承認図、構造計算書、試験成績書</td></tr><tr><td>アスファルト混合物</td><td>配合計画書</td></tr><tr><td>生コンクリート</td><td>配合計画書</td></tr><tr><td>鉄筋</td><td>試験成績書</td></tr><tr><td>鋼材</td><td>試験成績書</td></tr><tr><td>目地材及びシール材</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>シート類</td><td>カタログ</td></tr><tr><td>防護柵類</td><td>カタログ</td></tr><tr><td>管類</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr></table>							材 料 名	提 出 物	土、碎石類	試験成績書	コンクリート二次製品（L型擁壁、ボックスカルバート等）	承認図、構造計算書、試験成績書	アスファルト混合物	配合計画書	生コンクリート	配合計画書	鉄筋	試験成績書	鋼材	試験成績書	目地材及びシール材	カタログ、試験成績書	シート類	カタログ	防護柵類	カタログ	管類	カタログ、試験成績書	
材 料 名	提 出 物																												
土、碎石類	試験成績書																												
コンクリート二次製品（L型擁壁、ボックスカルバート等）	承認図、構造計算書、試験成績書																												
アスファルト混合物	配合計画書																												
生コンクリート	配合計画書																												
鉄筋	試験成績書																												
鋼材	試験成績書																												
目地材及びシール材	カタログ、試験成績書																												
シート類	カタログ																												
防護柵類	カタログ																												
管類	カタログ、試験成績書																												
3. 監督職員の検査又は試験																													
次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。 ただし、監督職員の承諾を得た場合は、写真撮影等によりこれに代えることができる。 なお、その他の材料は受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員から請求があった場合は、これに応じなければならない。																													
<table><tr><th>材 料 名</th><th>検 査 ・ 試 験 項 目</th><th>備 考</th></tr><tr><td>管類・鉄鋼材類</td><td>外観、形状、寸法</td><td>現場搬入時</td></tr><tr><td>コンクリート二次製品</td><td>外観、形状、寸法</td><td>現場搬入時</td></tr><tr><td>生コンクリート</td><td>スランプ、圧縮試験、 空気量、塩化物含有量</td><td>現場搬入時及び プラント</td></tr></table>							材 料 名	検 査 ・ 試 験 項 目	備 考	管類・鉄鋼材類	外観、形状、寸法	現場搬入時	コンクリート二次製品	外観、形状、寸法	現場搬入時	生コンクリート	スランプ、圧縮試験、 空気量、塩化物含有量	現場搬入時及び プラント											
材 料 名	検 査 ・ 試 験 項 目	備 考																											
管類・鉄鋼材類	外観、形状、寸法	現場搬入時																											
コンクリート二次製品	外観、形状、寸法	現場搬入時																											
生コンクリート	スランプ、圧縮試験、 空気量、塩化物含有量	現場搬入時及び プラント																											

項 目	内 容	備考
第11章 施工 1. 一般事項 （1）基準点 <		

項 目	内 容					備考																														
4. 特定建設資材の 分別解体等	<table><tr><th>建設資材 廃 棄 物</th><th>処理施設名</th><th>住所</th><th>受入 時間</th><th>事業区分</th></tr><tr><td>無筋 コンクリート塊</td><td>春是産業(株)</td><td>犬山市 字佐ヶ瀬6-1</td><td>8:00～ 16:30</td><td>再資源化施設 業者</td></tr><tr><td>鉄筋 コンクリート塊</td><td>春是産業(株)</td><td>犬山市 字佐ヶ瀬6-1</td><td>8:00～ 16:30</td><td>再資源化施設 業者</td></tr><tr><td>アスファルト塊</td><td>(株)丹羽由 入鹿事業所</td><td>犬山市 字篠平27</td><td>8:00～ 16:30</td><td>再資源化施設 業者</td></tr><tr><td>プラスチック廃材</td><td>(株)リョクシ ン 日進リサ イクルセンタ ー</td><td>日進市 北新町福井181- 7 (第二プラン ト)</td><td>8:00～ 17:00</td><td>再資源化施設 業者</td></tr><tr><td>汚泥</td><td>(株)リョクシ ン 日進リサ イクルセンタ ー</td><td>日進市 北新町福井182- 42 (第一プラン ト)</td><td>8:00～ 17:00</td><td>再資源化施設 業者</td></tr></table>					建設資材 廃 棄 物	処理施設名	住所	受入 時間	事業区分	無筋 コンクリート塊	春是産業(株)	犬山市 字佐ヶ瀬6-1	8:00～ 16:30	再資源化施設 業者	鉄筋 コンクリート塊	春是産業(株)	犬山市 字佐ヶ瀬6-1	8:00～ 16:30	再資源化施設 業者	アスファルト塊	(株)丹羽由 入鹿事業所	犬山市 字篠平27	8:00～ 16:30	再資源化施設 業者	プラスチック廃材	(株)リョクシ ン 日進リサ イクルセンタ ー	日進市 北新町福井181- 7 (第二プラン ト)	8:00～ 17:00	再資源化施設 業者	汚泥	(株)リョクシ ン 日進リサ イクルセンタ ー	日進市 北新町福井182- 42 (第一プラン ト)	8:00～ 17:00	再資源化施設 業者	
	建設資材 廃 棄 物	処理施設名	住所	受入 時間	事業区分																															
	無筋 コンクリート塊	春是産業(株)	犬山市 字佐ヶ瀬6-1	8:00～ 16:30	再資源化施設 業者																															
	鉄筋 コンクリート塊	春是産業(株)	犬山市 字佐ヶ瀬6-1	8:00～ 16:30	再資源化施設 業者																															
	アスファルト塊	(株)丹羽由 入鹿事業所	犬山市 字篠平27	8:00～ 16:30	再資源化施設 業者																															
	プラスチック廃材	(株)リョクシ ン 日進リサ イクルセンタ ー	日進市 北新町福井181- 7 (第二プラン ト)	8:00～ 17:00	再資源化施設 業者																															
	汚泥	(株)リョクシ ン 日進リサ イクルセンタ ー	日進市 北新町福井182- 42 (第一プラン ト)	8:00～ 17:00	再資源化施設 業者																															
	玉石は関連工事で施工する楽田大橋仮設ヤード（犬山市楽田大橋3丁目）に搬出するものとする。なお、コンクリート殻等を取り除いた上で搬出しなければならない。																																			
	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。																																			
	工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法																																
①仮設		仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																	
②土工		土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																	
③基礎		基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																	
④本体構造		本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																	
⑤本体付属品		本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																	
⑥その他 (構造物撤去)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																																		
注) ■が該当部分である。																																				
5. 土工 (1) 掘削	1) 掘削に当たっては、過掘とならないよう留意して施工するものとする。なお、過掘となった場合は良質土を用いて（2）に準じて埋め戻さなければならない。																																			
(2) 埋戻及び盛土	2) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。																																			
	3) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。																																			
	1) 埋戻土は、掘削により発生する土砂を流用するものとし、腐植土及び草木を含む表土は流用してはならない。なお、流用に当たっては、セメント系土質改良材の添加により第3種改良土（発生土利用基準について（平成18年8月10日付け国土交通省）の通知に準拠）相当に改良するものとする。土質改良材の添加量は20kg/m³を想定しているが、施工に先立ち室内試験を実施し監督職員と協議の上、添加量を決定するものとする。なお、セメント系土質改良材による埋戻土量は1,830m³を予定している。																																			

項 目	内 容	備考										
6. コンクリート構造物基礎工	また、仮設工での埋戻及び盛土は、土質改良材の添加は想定していない。ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。											
	2) 埋戻及び盛土は、一層の仕上り厚さが30cm程度になるようにまき出し、締固め度85%以上となるよう締固めなければならない。											
	3) コンクリート構造物の上部30cmまでの盛土は、構造物に損傷を与えないよう人力（振動コンパクタ等）により、締固めなければならない。											
	4) コンクリート構造物の上部30cmから60cmまでの盛土は、構造物に損傷を与えないよう1.1t以下の締固め機械（ハンドガイド式振動ローラ等）により、締固めなければならない。											
7. 既設構造物取壊し	5) コンクリート構造物の周辺50cmまでは、構造物に損傷を与えないよう人力（振動コンパクタ等）により締固めなければならない											
	6) コンクリート構造物の周辺50cmより外側及び上部60cmより上側は、構造物に損傷を与えないよう15t以下の締固め機械（振動ローラ・ブルドーザ等）により、締固めなければならない。											
	1) コンクリート構造物における基礎地盤の支持力は、下表に示すとおりとする。											
	<table><tr><th>工 種</th><th>位 置</th><th>支持力</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="2">水路工</td><td>コンクリートブロック積</td><td>102.50kN/㎡</td><td></td></tr><tr><td>ボックスカルバート</td><td>90kN/㎡</td><td></td></tr></table>	工 種	位 置	支持力	備 考	水路工	コンクリートブロック積	102.50kN/㎡		ボックスカルバート	90kN/㎡	
工 種	位 置	支持力	備 考									
水路工	コンクリートブロック積	102.50kN/㎡										
	ボックスカルバート	90kN/㎡										
8. 金井戸橋	2) 基礎工の施工に当たっては、施工前の基礎地盤の支持力を平板載荷試験により、上表の位置において1箇所確認し監督職員に報告するものとする。											
	なお、試験場所については、監督職員が指示する場所とし、基礎地盤の支持力が上表の支持力に満たない場合は、監督職員と協議するものとする。											
	1) 既設構造物の取壊しは、設計図書のとおり想定しているが、異なる場合は、監督職員と協議するものとする。											
	2) コンクリート及びアスファルト舗装等切断時に発生する排水及び粉塵は、吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物（汚泥）として適切に処理するものとする。また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを監督職員に提出するものとする。											
(1) 設計	3) 金井戸橋橋台の取壊しは、ワイヤーソーイング工法による取壊しを見込んでいる。											
	1) 金井戸橋の荷重条件は、T-25とする。											
(2) 二次製品据付工	2) 金井戸橋のプレキャストボックスカルバートは、トラッククレーン200t吊により左岸側護岸道路上から据付けることを基本とする。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。											
9. 付帯工	防護柵の構造は、設計図面に示しているが、関係機関との協議により変更する場合がある。											
10. 復旧工	1) 第6章に示す工事用地等の復旧は次により行わなければならない。 ①工事用地等の利用に当たっては、利用後返還の際に支障が生じないよう施工に先立って現況標高、構造物等の位置・形状等の現況確認及び											

項 目	内 容	備考
11. 道路復旧工 (1) 路盤工 (2) アスファルト舗装工	写真管理を入念に実施し、監督職員に報告するものとする。 2) 既設構造物の撤去・復旧は、次により行わなければならない。 ①撤去する構造物は、設計図面に示しているが、施工に先立って構造物の構造・規格等を調査確認し、監督職員に報告するものとする。 ②復旧する構造物は、設計図面に示しているが、現地と設計図書が合致しない場合は、監督職員と協議するものとする。 路盤工は、施工条件に合った敷均し機械により路盤材の敷均しを行い、施工条件に合った機種により締固め度90%以上となるよう締固めなければならない。 1) マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとする。 なお、表層工の施工に当たっては、プライムコート（アスファルト乳剤PK-3）120L/100㎡以上を路盤面に均一に散布し、表層との密着を図らなければならない。橋梁部の施工に当たっては、タックコート（アスファルト乳剤PK-4）40L/100㎡以上を基層アスファルト面に均一に散布し、表層アスファルトとの密着を図らなければならない。 2) 表層工は、施工条件に合った敷均し機械により再生アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種により締固めを行わなければならない。 3) 道路復旧については、設計図書に示すとおりとするが、関係機関との調整により、復旧範囲及び舗装構成が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	
12. 耕地復旧 (仮設ヤード)	1) 土木シートの撤去は、仮置きした土砂が混入することのないよう丁寧に撤去するものとする。 2) 耕地については、施工に先立ち表土厚さを確認するものとするが、詳細は監督職員と協議するものとする。 なお、表土については、トラクタ等により耕起するものとし、石・雑物等が混入した場合には、入念にこれを撤去しなければならない。 3) 沈下等により水稻作付けに支障を及ぼすことが確認された場合には、監督職員と協議し、対応を行うものとする。 4) 仮設ヤードについて、地権者との調整により復旧方法等を変更する場合がある。	
13. 河川排水	薬師川の排水は、関連工事（新木津用水路小牧東田中工区（その7）改修工事（仮称））にてポンプにより河川外へ常時排水する計画であり、その排水量は0.33m³/sを想定している。 なお、降雨等により薬側川の水位が上昇し、河川締切工を越えた河川排水は、工事区間を流下（現場内湛水）させる計画である。現場内に湛水した水については、排水ポンプにより下流へ排水することを考えている。	
14. 堤防開削部締切 (大型土のう)	仮設ヤード⑤については、薬師川の堤防を開削した進入口を計画している。 河川内工事期間中において、第3章4（工事期間中の休業日）及び同章5（施工しない時間帯）に示す日時については、設計図面に示すとおり堤防開削部を大型土のうにより締切する計画であり、その期間等においては、重機等を河川内に存置してはならない。 なお、作業日の始業時に常時締切を撤去し、終業時に常時締切を設置するものとする。	
15. 仮栈橋	仮栈橋の設置は、護岸上及び仮設ヤード⑦内に据えた25tラフテレーン	

項 目	内 容	備考								
第12章 施工管理	クレーンにより行うものとしている。									
1. 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は入札公告による。									
2. 施工管理	本工事の施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとし、同基準に定めのない項目とその管理基準等については、監督職員と打合せするものとする。									
3. 六価クロム溶出試験	本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、次に示す工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出しなければならない。 なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によるものとする。 また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 1）六価クロム溶出試験対象工種及び検体数 <table><tr><td>対象工種</td><td>対象工法</td><td>配合設計段階検体数</td><td>備考</td></tr><tr><td>土工</td><td>バックホウ攪拌</td><td>1 検体</td><td></td></tr></table>	対象工種	対象工法	配合設計段階検体数	備考	土工	バックホウ攪拌	1 検体		
対象工種	対象工法	配合設計段階検体数	備考							
土工	バックホウ攪拌	1 検体								
4. 工事写真における黒板情報の電子化	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、次の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。									
（１）使用する機器・ソフトウェア	受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」（URL「 https://www.cryptrec.go.jp/list.html 」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。									
（２）機器等の導入	1）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。									
（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い	1）受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 2）本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。									
（４）写真の納品	受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェック									

項 目	内 容	備考
(5) 費用	システム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。	
第13章 情報化施工技術の活用について	機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。	
1. 適用	本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、受注者の発議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」（受注者希望型）である。	
2. 定義	1) 国営土地改良事業等における情報化施工技術活用工事とは、情報化施工技術の活用等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取組である。 本工事では、受注者の希望により、その実現に向けて情報化施工を活用した工事を実施するものである。 2) 情報化施工技術活用工事とは、下記に記載するア～オの全て又は一部の段階で情報化施工技術を活用する工事をいう。 対象は、土工を含む工事とする。 ア 3次元起工測量 イ 3次元設計データ作成 ウ ICT建設機械による施工 エ 3次元出来形管理等の施工管理 オ 3次元データの納品	
3. 協議・報告	受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出含む。）までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に次の4～8による情報化施工技術活用工事を行うことができるものとする。 なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨監督職員に報告するものとする。	
4. 施工	情報化施工技術を用い、以下の施工を実施する。 1) 3次元起工測量 受注者は、3次元測量データを取得するため、情報化施工技術を用いた起工測量として、3次元測量データを取得するため、次のア～キから選択（複数選択可）して測量を行うものとする。 起工測量に当たっては、標準的に面計測を実施するものとするが、現場条件により面的計測が非効率となる場合及び前工事での3次元納品データが活用できる場合においては、断面管理及び変化点の計測による選択ができるものとし、監督職員と協議の上、情報化施工を活用する。 ア TS等光波方式を用いた起工測量 イ TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ウ UAV空中写真測量を用いた起工測量 エ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 オ UAVレーザースキャナーを用いた起工測量 カ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量	

項 目	内 容	備考
5. 使用機器類	キ RTK-GNSSを用いた起工測量 2) 3次元設計データ作成 受注者は、設計図書や1) で得られたデータを用いて、3次元出来形管理等を行うための3次元設計データを作成する。 3) ICT建設機械による施工 受注者は、ICT建設機械による施工又は従来型建設機械による施工が選択できる。 ICT建設機械による施工においては、受注者は、2) で作成した3次元設計データを用いて、下記に示すICT建設機械を作業に応じて選択し、ICT建設機械施工を実施する。 【3次元MC又は3次元MG建設機械】 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動抑制する3次元マシンコントロール技術（MC）又は建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術（MG）を用いて実施する。 【ICT建設機械による施工】 ・MCブルドーザ、MCバックホウ ・MGブルドーザ、MGバックホウ 4) 3次元出来形管理等の施工管理 受注者は、3) による工事の施工管理において、次のア～ケから選択（複数選択可）して出来形管理を行うものとし、面管理又は断面管理及び変化点の計測による出来形管理が選択できる。出来形管理に当たっては、面管理が規定されている工種については標準的に面管理を実施するものとするが、面管理が非効率になる場合は、監督職員との協議の上、断面管理による出来形管理を行ってもよい。 ア TS等光波方式を用いた出来形管理 イ TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 ウ UAV空中写真測量を用いた出来形管理 エ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 オ UAVレーザースキャナーを用いた出来形管理 カ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 キ RTK-GNSSを用いた出来形管理 ク 施工履歴データを用いた出来形管理 ケ モバイル端末を用いた出来形管理 5) 3次元データの納品 4) により確認された3次元施工管理データを「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、工事完成図書として電子納品する。 上記4. を実施するために使用する機器類は、受注者が調達するものとし、施工に必要なデータは、受注者が作成しなければならない。使用するソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。 発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、情報化施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書についても、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与する。 なお、貸与した資料については、工事完成時まで監督職員へ返却しなければならない。	

項 目	内 容	備考						
	<table><tr><td></td><td>貸与資料</td></tr><tr><td>1</td><td>新濃尾（二期）地区 新木津用水路小牧東田中工区その1 補足設計総合技術業務</td></tr><tr><td>2</td><td>新濃尾（二期）地区 新木津用水路河川共用区間補足設計業務</td></tr></table>		貸与資料	1	新濃尾（二期）地区 新木津用水路小牧東田中工区その1 補足設計総合技術業務	2	新濃尾（二期）地区 新木津用水路河川共用区間補足設計業務	
	貸与資料							
1	新濃尾（二期）地区 新木津用水路小牧東田中工区その1 補足設計総合技術業務							
2	新濃尾（二期）地区 新木津用水路河川共用区間補足設計業務							
6．3次元設計データ	上記4．でICT機器に入力した3次元設計データについては、監督職員に提出しなければならない。							
7．確認及び検査	受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが搭載された出来形管理用TS等光波方式等を準備しなければならない。							
8．情報化施工技術活用工事の費用	1) 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」により計上することとする。 2) 受注者は、発注者からの歩掛見積等調査について、協力しなければならない。 また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。							
第14章 天災及び不可抗力								
1．異常出水	天災その他の不可抗力による損害は、工事請負契約書第30条によるものとし、本工事は3.70m ³ /sを超える流量を対象とする。 受注者の善良な管理のもとにおいて対象流量を超える洪水により被害が生じた場合は、その損害額の負担について、受発注者の協議によって定めるものとする。							
2．工事現場等の巡視	受注者は、工事現場を随時巡視し、災害防止のため必要と認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合、監督職員に遅滞なく報告し、指示を得るものとする。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。なお、臨機の措置に要した費用は、監督職員と協議するものとする。							
第15章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1) 土質・地質に著しい相違があった場合 2) 過失によらない湧水の著しい発生があった場合 3) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現があった場合 4) 第三者との協議結果に伴って変更が生じた場合 5) 石綿含有材又は石綿含有の恐れがある資材を発見した場合 6) 遠隔確認の試行を行う場合 7) その他、この特別仕様書に定めないもの							

項 目	内 容	備考
第16章 その他 1. 契約後V E 提案	1) 定義 「V E 提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。 2) V E 提案の意義及び範囲 ①V E 提案の範囲は、設計図書に定めている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 ②ただし、次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。 ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案 ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案 3) V E 提案書の提出 ①受注者は、2) のV E 提案を行う場合、次に掲げる事項をV E 提案書（共通仕様書 様式6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。 ア) 設計図書に定める内容とV E 提案の内容の対比及び提案理由 イ) V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む） ウ) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠 エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係 オ) 工業所有権を含むV E 提案である場合、その取り扱いに関する事項 カ) その他V E 提案が採用された場合に留意すべき事項 ②発注者は、提出されたV E 提案書に関する追加的な資料、図面その他の書類の提出を受注者に求めることができる。 ③受注者は、V E 提案を契約締結の日より、原則として当該V E 提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。 ④V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。 4) V E 提案の適否等 ①発注者は、V E 提案の採否について、原則として、V E 提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書 様式6－5）により通知するものとする。 ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえで、この期間を延長することができるものとする。 ②また、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。 ③V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価する。 ④発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。 ⑤発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。	

項 目	内 容	備考
	⑥前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。 ⑦V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。 ⑧発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑥のV E 管理費については、変更しないものとする。 ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。 5) V E 提案書の使用 発注者は、V E 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、その内容が無償で使用する権利を有するものとする。 6) 責任の所在 発注者がV E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。	
2. 電子納品	工事完成図書を共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-R又はDVD-R） 正副2部 ・工事完成図書の出力 1部 （電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	
3. 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況	工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、また地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができるものとする。	
4. 石綿ばく露防止対策の徹底	本工事の施工にあたり、石綿含有資材又は石綿含有の恐れがある資材の使用状況を確認していないため、現場において発見した場合は、監督職員に報告し、調査及び撤去方法について協議するものとする。また、その撤去等にあたっては、「石綿障害予防規則」（平成18年厚生労働省令第21号）など関係法令を遵守するものとする。	
5. 主任技術者等の専任期間	1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。 2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限り、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。 3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限り、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：	

項 目	内 容	備考
6. ワンデーレスポンス実施に関する事項	「合格通知書」等における日付) とする。 「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。 ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。 なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日に回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日は除く。	
7. 工事の施工効率向上対策	受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農林水産省WEBサイト）を十分に理解の上、対応するものとする。 1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議） 工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 2) 工事円滑化会議（工程確認会議） 工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 3) 設計変更確認会議 工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。 4) 対策検討会議 工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに東海農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。 なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。 5) 建設コンサルタントの出席 上記1）、2）及び3）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。 6) 打合せ内容の確認 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認し	

項 目	内 容	備考						
8. 技術提案の履行	た事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し相互に確認するものとする。 技術提案を行った工事については、その提案内容の履行について、次の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。 1) 施工計画書提出段階 施工計画書提出段階には、技術提案（施工計画）の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。 ただし、提出する当該工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。 なお、現場条件等によって、技術提案（施工計画）の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容又は対外協議、交渉等、受注者の責めによらず履行ができない項目については、事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。 また、各技術提案（施工計画）における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。 2) 工事実施段階 施工計画書に記載した技術提案（施工計画）の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。 3) 工事完成検査段階 工事完成検査時においては、技術提案の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。							
9. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について	次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。 <table border="1"> <tr> <th>資 材 名</th><th>規 格</th><th>調達地域等</th></tr> <tr> <td>敷鉄板</td><td>t=22</td><td>小牧市</td></tr> </table>	資 材 名	規 格	調達地域等	敷鉄板	t=22	小牧市	
資 材 名	規 格	調達地域等						
敷鉄板	t=22	小牧市						
10. 現場環境の改善の試行	本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。 1) 内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める機能】 - ア 洋式（洋風）便器 - イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） - ウ 臭い逆流防止機能 - エ 容易に開かない施錠機能 - オ 照明設備 - カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）							

項 目	内 容	備考
	【付属品として備えるもの】 - キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 - ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 - ケ サニタリーボックス - コ 鍵と手洗器 - サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品】 - シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない） - ス 擬音装置（機能を含む） - セ 着替え台 - ソ 臭気対策機能の多重化 - タ 室内温度の調整が可能な設備 - チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等） 2) 快適トイレに要する費用 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。 また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。 3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。	
11. 現場環境改善費	1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 5 つの内容を実施することとする。 ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。 なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。 3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。	

項 目	内 容		備考
	計上項目	実施する内容（率計上分）	
	仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減	
	営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等	
	安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策	
	地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献	
12. 週休2日による 施工	1）本工事は、週休2日を取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対策対象工事である。受注者は、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を監督職員へ提出する。 2）「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいう。 なお、ここでのいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ②現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 3）週休2日（4週8休以上）とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 4）週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ①受注者は、週休2日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。		

項 目	内 容	備考														
13. 週休2日制の促進	②受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。															
	③監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。															
	④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。															
	⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。															
	5) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。															
	6) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。															
	①現場の閉所状況に応じた補正係数	<table><tr><th></th><th>4週8休以上 (現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)</th></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td></tr><tr><td>機械経費(賃料)</td><td>1.02</td></tr><tr><td>共通仮設費(率分)</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費(率分)</td><td>1.05</td></tr></table>		4週8休以上 (現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)	労務費	1.02	機械経費(賃料)	1.02	共通仮設費(率分)	1.02	現場管理費(率分)	1.05				
		4週8休以上 (現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)														
	労務費	1.02														
	機械経費(賃料)	1.02														
	共通仮設費(率分)	1.02														
	現場管理費(率分)	1.05														
	②補正方法	当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。なお、4週8休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。														
7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。	<table><tr><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">区分</th><th>補正係数</th></tr><tr><th>4週8休以上</th></tr><tr><td>鉄筋工</td><td></td><td>1.02</td></tr><tr><td>防護柵設置工 (横断・転落防止柵)</td><td>設置 撤去</td><td>1.02</td></tr><tr><td rowspan="2">道路標識設置工</td><td>設置 撤去</td><td>1.01 1.02</td></tr><tr><td>法面工</td><td>1.01</td></tr></table>	名称	区分	補正係数	4週8休以上	鉄筋工		1.02	防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置 撤去	1.02	道路標識設置工	設置 撤去	1.01 1.02	法面工	1.01
名称	区分			補正係数												
		4週8休以上														
鉄筋工		1.02														
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置 撤去	1.02														
道路標識設置工	設置 撤去	1.01 1.02														
	法面工	1.01														
1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。																

項 目	内 容	備考
	2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評価において加点評価するものとする。ただし、工事成績評価の合計は100点を超えないものとする。なお、加点評価に当たっては、次のとおりとする。 ①他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。 ○監督職員用 【働き方改革】 ☐月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。 ☐若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。 ②現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない（休日率4週6休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。 ○監督職員用 ☐休日の確保を行った。 ☐その他〔理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕 ○事業（務）所長用 ☐工程管理に係る積極的な取組が見られた。 ☐その他〔理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕 ③現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で、1点を加点評価する。 ○事業（務）所長用 ☐その他〔理由：現場閉所による月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕 3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。	
14. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について	1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払い額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払いに伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。 2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。	
15. 熱中症対策に資する現場管理費の	1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事であ	

項 目	内 容	備考
補正	る。 2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。 ①真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。 ②工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 ③真夏日率 以下の式により算出された率をいう。 $\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$ 3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。 4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上観測所の気温又は環境省を公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。 なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。 ただし、これにより難しい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。 5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。 6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。 $\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \ast$ ※補正係数：1.2	
16. 1日未満で完了する作業の積算	1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下、「1日未満積算基準」という。)は、変更積算のみに適用する。 2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。	
17. 共通仮設費率分の適切な設計変更について	1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)については、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費 2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合	

項 目	内 容	備考
18. 再生資源利用 (促進) 計画の現 場揭示	(以下「割合」という。)を提示する。 3) 受注者は、2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。 4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書(以下「内訳書」という。)を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。 1) 再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 2) 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。 3) 受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 4) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。 5) 建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「共通仕様書第1編1-1-22に規定している再生資源利用促進計画」に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と「上記4)再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 6) 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交	

項 目	内 容	備考
第17章 定めなき事項	付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。 この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

(別記様式1)

工 期 通 知 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東海農政局長 殿

住所

商号又は名称

氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	新濃尾（二期）農地防災事業 新木津用水路小牧東田中工区（その4－2）改修工事
工 事 場 所	愛知県小牧市東田中地内
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

(別紙)

新濃尾（二期）農地防災事業
新木津用水路小牧東田中工区（その4-2）改修工事

工 事 数 量 表
【当初】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
土工				
1. 土工				
(1)掘削工				
掘削		式	1	
床掘		式	1	
(2)埋戻工				
土質改良		m3	1,830	
埋戻	礫質土・砂質土	式	1	
(3)整形仕上げ工				
基面整正		m ²	1,530	
人力荒仕上		式	1	
2. 構造物撤去工				
(1)掘削工	水路内進入路護岸撤去（仮設ヤード⑤）			
掘削	ヤード④へ	式	1	
(2)構造物取壊し工				
コンクリート構造物取壊し	無筋コンクリート	m3	518	
コンクリート構造物取壊し（金井戸橋）	無筋コンクリート	m3	13	
コンクリート構造物取壊し	鉄筋コンクリート	m3	160	
コンクリート構造物取壊し（金井戸橋）	鉄筋コンクリート	m3	93	
モルタル吹付取壊し	無筋コンクリート	m3	38	
石積取壊し		m ²	16	
舗装版切断	As舗装, t=5cm	m	74	
舗装版破碎	As舗装, t=5cm	m ²	802	
ネットフェンス撤去	H=1.1m	m	226	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
ガードフェンス撤去		m	55	
ガードレール撤去	Gr-C-4E	m	6.0	
ガードレール撤去	Gr-C-2B, 再利用	m	74	
ガードレール撤去 (ヤード⑤護岸)	Gr-C-2B, 再利用	m	7.0	
プレキャストガードレール基礎撤去	B=1.1m, 再利用	m	26	
ガードパイプ撤去	Gp-C-2B, 再利用	m	8.3	
道路標識撤去	再利用	基	4	
車止め撤去	ラバーポール, 再利用	基	12	
カーブミラー撤去	再利用	基	2	
流入管撤去	HP φ 200	m	3.4	
金井戸橋撤去	上部工 (高欄除く鋼材), BCR295	ton	25.71	
ワイヤーソーイング工法	金井戸橋車道・歩道	m ²	22	
殻運搬・処理	無筋コンクリート殻	m ³	571	
殻運搬・処理	鉄筋コンクリート殻	m ³	253	
殻運搬・処理	アスファルト殻	m ³	40	
殻運搬・処理	玉石	m ³	16	
殻運搬・処理	汚泥, 処分費	m ³	1.0	
殻運搬・処理	汚泥, 運搬費	式	1	
殻運搬・処理	廃プラ, 処分費	m ³	24	
殻運搬・処理	廃プラ, 運搬費	式	1	
3. 水路工				
(1)護岸工 (ブロック積)	中型ブロック			
コンクリートブロック積 (中型)	控え35cm, 裏込コンクリート t=15cm	m ²	1,121	
プレキャスト基礎ブロック	二次製品, 500型	m	285	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
天端コンクリート	H=100, 18-8-25	m ³	47	
底版コンクリート	18-8-25	m ³	325	
型枠	底版コンクリート	式	1	
溶接金網	D13, 250×250	m ²	1, 299	
基礎砕石	c=40, t=100mm	m ²	228	
目地板	護岸部, ゴム発泡体, t=10mm	m ²	70	
目地板	底版部, ゴム発泡体, t=20mm	m ²	15	
シール材	底版部	m	64	
収縮目地	油性ペイント塗布	m ²	92	
ウィープホール	護岸部, φ 50	箇所	285	
アンダードレーン	単粒度砕石4号, VU φ 100, 350×400, 吸出防止材	m	286	
ウィープホール	底版部, φ 100	箇所	8	
足場	単管傾斜足場	式	1	
(2)プレキャストボックス水路 (金井戸橋)	(B5800+5800)*H3350			
プレキャストボックス水路材料費		個	12	
プレキャストボックス水路設置	手間のみ, 上下横連結を含む	個	12	
ボックスカルバート上下連結工	材料費	kg	899	
防水工		m	415	
敷きモルタル	1 : 3	m ³	3. 6	
基礎コンクリート	18-8-25	m ³	36	
型枠		式	1	
基礎材		m ²	181	
ウィープホール	φ 75, L=0. 35m	箇所	24	
ウィープホール	φ 50, L=0. 6m, 逆止弁付	箇所	12	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
ウィープホール	φ 50, L=1. 1m, 逆止弁付	箇所	12	
擦り付けコンクリート	18-8-25	m3	46	
型枠		式	1	
地覆コンクリート	24-12-40	m3	9. 8	
型枠		式	1	
ひび割れ誘発目地	Vカット	m3	0. 002	
ひび割れ誘発目地	目地充填工	m	3. 8	
足場	手摺先行型枠組足場	式	1	
橋名板		枚	4	
橋歴板		枚	1	
4. 付帯工				
(1)安全施設工				
縦格子フェンス	H=1. 1m, ベースプレート式, 支給品	m	283	
縦格子フェンス (片開)	H=1. 1m, ベースプレート式, 支給品	箇所	1	
ガードレール	Gr-C-2B, 金井戸橋上	m	30	
ガードレール	Gr-C-2B	m	6. 000	
ガードレール	Gr-C-2B, 再利用	m	26	
ガードフェンス	下流進入路復旧	m	14	
プレキャストガードレール基礎設置 (再利用)		m	26	
プレキャストガードレール基礎設置		m	6. 0	
敷きモルタル	1:3	m3	0. 7	
基礎コンクリート	18-8-25	m3	4. 2	
型枠		式	1	
二次製品基礎ブロック (置式)	金井戸橋上	m	30	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(2)階段工				
コンクリート	18-8-25	m ³	13	
型枠		式	1	
(3)舗装止めコンクリート				
コンクリート	18-8-25	m ³	1.9	
型枠		式	1	
(4)吹付コンクリート				
モルタル吹付工	t=100mm	m ²	376	
5. 復旧工				
(1)埋戻工	水路内進入路護岸復旧（仮設ヤード⑤）			
埋戻	ヤード④から	式	1	
(2)道路復旧工				
表層	再生密粒度アスコン(13), t=5cm	m ²	902	
路盤	RC-40, t=15cm	m ²	918	
(3)安全施設工				
ガードレール	Gr-C-2B, 再利用	m	48	
ガードレール	Gr-C-2B, 再利用, ヤード⑤復旧	m	7.0	
ガードフェンス	ヤード⑤復旧, 再利用	m	7.1	
ガードパイプ	再利用	m	8.3	
カーブミラー設置	再利用	基	2	
(4)道路施設復旧工				
道路標識	再利用, バンド取付型	基	4	
車止め設置	再利用	基	12	
(5)擁壁復旧（ヤード⑤）				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
重力式擁壁	18-8-25	m ³	4.4	
型枠		式	1	
(6)区画線復旧工				
区画線	B=0.45m	m	10	
(7)護岸復旧	水路侵入口（仮設ヤード⑤）			
法面コンクリート	t=300mm, 18-8-25	m ³	8.6	
型枠		式	1	
溶接金網	D10, 250×250	m ²	29	
シート固定金物	L-50×50×6	ton	0.155	
シート固定金物	L-65×65×6	ton	0.207	
土木シート	1470～1900N/5cm	m ²	11	
流入管復旧	HP=200	m	2.8	
6. 耕地復旧工				
(1)ヤード復旧工				
耕起	仮設ヤード⑦	m ²	1,814	
耕起	仮設ヤード⑧	m ²	780	
仮設工				
1. 仮設工				
(1)水替工				
排水ポンプ設置・撤去		式	1	
低圧引き込み		式	1	
(2)仮設ヤード工（仮設ヤード④）				
仮設ヤード設置・撤去		m ²	797	
敷鉄板設置・撤去	t=22mm	m ²	790	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
防塵ネット撤去		m	88	
(3)仮設ヤード工 (仮設ヤード⑤)	水路内進入路			
埋戻 (進入路造成)	ヤード⑨から, 礫質土・粘質土	式	1	
掘削 (進入路撤去)	ヤード⑩へ, 礫質土・粘質土	式	1	
仮設ヤード設置・撤去		m ²	311	
敷鉄板設置・撤去	t=22mm	m ²	316	
常時締切大型土のう	製作5袋, 82回使用	袋	410	
高密度ポリエチレン管布設・撤去	φ 600, ダブル構造, 貸与品	m	6. 0	
防塵ネット撤去		m	87	
(4)仮設ヤード工 (仮設ヤード⑥)	クレーン設置ヤード			
地下道盛土設置	ヤード⑨より	式	1	
地下道盛土撤去	ヤード⑩へ	式	1	
敷鉄板設置・撤去	t=22mm	m ²	56	
常設大型土のう設置・撤去		袋	12	
吸出し防止材		m ²	11	
階段工 (鋼製足場)		掛m ²	15	
(5)仮設ヤード工 (仮設ヤード⑦)	栈橋設置ヤード			
埋戻 (進入路造成)	ヤード⑨から, 礫質土・粘質土	式	1	
掘削 (進入路撤去)	ヤード⑩へ, 礫質土・粘質土	式	1	
仮設ヤード設置・撤去		m ²	1, 810	
敷鉄板設置・撤去	t=22mm	m ²	1, 240	
大型土のう設置・撤去		袋	12	
不織布		m ²	15	
高密度ポリエチレン管布設・撤去	φ 600, 貸与品	m	6. 9	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
道路保安設備	単管パイプ	m	157	
保安灯		個	80	
防塵ネット設置・撤去		m	90	
(6)仮栈橋工				
仮栈橋上部工設置・撤去		ton	26.05	
仮栈橋上部工賃料		式	1	
覆工板設置・撤去		m ²	298	
仮栈橋下部工設置・撤去		ton	33.02	
仮栈橋下部工賃料		式	1	
仮栈橋下部工アンカーボルト設置工		本	152	
仮栈橋高欄設置・撤去		m	101	
高力ボルト		kg	344.6	
仮栈橋敷鉄板設置・撤去	t=22mm	m ²	46	
仮栈橋下部工コンクリートブロック工		m ³	1	
型枠	仮栈橋下部工コンクリートブロック工	式	1	
仮栈橋大型土のう設置・撤去		袋	20	
仮栈橋土のう設置・撤去		m ³	29	
(7)一般車両通行路	堤防上仮設道路			
盛土	ヤード⑨より	式	1	
掘削	ヤード⑩へ	式	1	
大型土のう設置・撤去		袋	40	
不織布		m ²	174	
敷鉄板設置・撤去	t=22mm	m ²	204	
道路保安設備	単管パイプ	m	126	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
保安灯		個	64	
高密度ポリエチレン管布設・撤去	φ 600, 貸与品	m	52.6	
高密度ポリエチレン管布設・撤去	φ 150, 貸与品	m	52.6	
(8)仮設ヤード工 (仮設ヤード⑧)	資材置き場			
埋戻 (ヤード造成)	ヤード⑨から, 礫質土・粘質土	式	1	
掘削 (ヤード撤去)	ヤード⑩へ, 礫質土・粘質土	式	1	
仮設ヤード設置・撤去		m ²	780	
敷鉄板設置・撤去	t=22mm	m ²	492	
表土掘削・埋戻		m ²	780	
(9)仮設ヤード工 (仮設ヤード⑨)	土取場			
埋戻 (ヤード造成)	ヤード⑨から, 礫質土・粘質土	式	1	
掘削 (ヤード撤去)	ヤード⑩へ, 礫質土・粘質土	式	1	
敷鉄板設置・撤去	t=22mm	m ²	84	
防塵ネット撤去		m	192	
(10)水路内養生工				
敷鉄板設置・撤去	t=22mm、工区内	m ²	1,524	
(11)法面養生工				
敷鉄板設置・撤去	t=22, 法面	m ²	239	
遮水シート設置・撤去	ブルーシート#2000	m ²	2,040	
遮水シート用土のう設置・撤去		m ³	3	
(12)安全管理				
交通誘導警備員		人	433	
官貸額 (直工)				
1. 官貸額				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1)官貸額				
高密度ポリエチレン管（仮設ヤード⑤）	φ 600	m	6.0	
高密度ポリエチレン管継手（仮設ヤード⑤）	φ 600	個	1	
高密度ポリエチレン管（仮設ヤード⑦）	φ 600	m	6.9	
高密度ポリエチレン管継手（仮設ヤード⑦）	φ 600	個	1	
高密度ポリエチレン管（堤防上仮設道路）	φ 600	m	52.6	
高密度ポリエチレン管継手（堤防上仮設道路）	φ 600	個	13	
高密度ポリエチレン管（堤防上仮設道路）	φ 150	m	52.6	
高密度ポリエチレン管継手（堤防上仮設道路）	φ 150	個	13	
2. その他				
(1)運搬費				
共通仮設（積上げ）				
運搬費				
重建設機械分解・組立・輸送	トラッククレーン200t吊り	台	1	
仮設材輸送費	敷鉄板	ton	838.630	
仮設材輸送費	仮設構台	ton	122.530	
現場発生品運搬	金属くず	回	1	
仮設材輸送費	金井戸橋, 吊り込み機械	ton	122.000	
(2)役務費				
共通仮設（積上げ）				
役務費				
電気基本料金		式	1	
(3)技術管理費				
共通仮設（積上げ）				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
技術管理費				
平板載荷試験	50KN	回	2	
土質試験	締め固めた土のコン指数試験, JIS A 1228	試料	3	
六価クロム溶出試験		検体	1	
土壌調査	土壌溶出試験29項目	回	1	
土壌調査	土壌含有量試験9項目	回	1	